

(役員任期・任命)

第7条 理事会・各委員会の任期を2年とし、任命については理事会の協議を経て、総会で承認する。
(会議)

第8条 総務委員会は、総会・理事会を開くことができる。総会は年1回以上とし理事会は、随時開くことができる。総会・理事会ともに会議の過半数の出席により成立し、出席者の過半数以上の賛成により決定する。
欠席者は、議会に関して異議を唱えることはできない。

(1) 総会の議決事項

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 規約の変更 | 4 予算・決算 |
| 2 競技規則の変更 | 5 各役員任免 |
| 3 事業計画 | 6 その他重要事項 |

(2) 理事会の議決事項

- 1 (1)で急を要するもの
- 2 (1)以外のこと

(意義・発案)

第9条 当連盟に対して意見・発案がある者(連盟登録員に限る)は、文書にて署名捺印後総務委員長宛に提出する。口頭での意見・発案は認めない。

(会計)

第10条 本会計年度は4月1日より3月31日とし繰越を妨げない。

(表彰)

第11条 各部3位まで表彰する。各部、最優秀選手を表彰する。
年間における優秀審判、優秀チームを選出し、表彰する。

(事故等)

第12条 会場までの往來の事故などについては、当連盟は一切責任を負わない。
各チームにおいて、保険へ加入しておくこと。

(付則)

第13条 本規約は平成6年4月1日より施行する。

平成8年4月1日	改訂
平成10年4月1日	改訂
平成12年4月1日	改訂
平成14年4月1日	改訂
平成15年4月1日	改訂
平成17年4月1日	改訂
平成18年4月1日	改訂
平成21年4月1日	改訂
平成22年4月1日	改訂
平成26年4月1日	改訂
平成28年4月1日	改訂
平成30年4月1日	改訂
令和6年4月1日	改訂